六　［略］

七　自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、防衛施設周辺環境整備法第八条の規定による措置に準ずるものに関すること。

２　北関東防衛局及び沖縄防衛局の防音対策課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

３　南関東防衛局の防音対策課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号（防衛施設周辺環境整備法第五条第一項の規定による指定に関することを除く。）、第五号及び第六号（第三号の措置に準ずるものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（住宅防音課の所掌事務）

第二十条　住宅防音課は、前条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

（住宅防音第一課の所掌事務）

第二十条の二　住宅防音第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第十九条第一項第二号及び第六号（同項第三号の措置に準ずるものを除く。）に掲げる事務に関すること（住宅防音第二課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

（住宅防音第二課の所掌事務）

第二十条の三　住宅防音第二課は、第十九条第一項第二号及び第六号（同項第三号の措置に準ずるものを除く。）に掲げる事務（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（研究公務員及び研究部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部課等とする。	
試験研究機関等	部課等
防衛研究所	イ　研究幹事 ロ　政策研究部 ハ　先進領域研究部 ニ　地域研究部 ホ　戦史研究センター ヘ　特別研究官
［略］	［略］
２　［略］	

改正前	
（研究公務員及び研究部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部課等とする。	
試験研究機関等	部課等
防衛研究所	イ　研究幹事 ロ　政策研究部 ハ　理論研究部 ニ　地域研究部 ホ　戦史研究センター ヘ　特別研究官
［同上］	［同上］
２　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。